

## 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の運営に係る支援費支給要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、保護者の子育て支援のために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号の規定に基づく一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、費用負担の軽減を目的として支給する大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の運営に係る支援費（以下「支援費」という。）について、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）対象施設 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定される特定教育・保育施設のうち教育を実施する私立幼稚園又は認定こども園
- （2）一時預かり事業 子ども・子育て支援法第59条第10号の規定に基づく一時預かり事業
- （3）担当職員 次のアからエまでをすべて満たす者をいう。
  - ア 幼稚園教諭免許若しくは保育士資格を有する者、市町村長等が行う研修を修了した者、小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、幼稚園教諭教職課程若しくは保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者又は幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）。
  - イ 公定価格で措置される施設型給付の対象となる職員ではないこと。
  - ウ 一時預かり事業を実施する者に直接雇用されている者であること（派遣職員は不可）。
  - エ 一時預かり事業を実施する時間においては、専ら一時預かり事業を担当する職員であること（常勤・非常勤は問わない）。
- （4）年齢基準日 当該年度の4月1日をいう。ただし、満3歳に達した年度途中入園児については、入園が許可された日をいう。

### （支給対象及び要件）

第3条 支援費の支給対象は、対象施設が実施する一時預かり事業で、次の各号に掲げるすべての条件を満たしているものとする。

- （1）次に掲げる乳幼児の年齢及び人数に応じて定める担当職員（最低2人以上、かつ、担当職員の2分の1以上（ただし、当分の間の措置として3分の1以上とすることも可）は幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者とすること。以下「配置基準」という。）を配置しなければならない。ただし、配置基準により算出される必要職員数が1人の場合で、かつ、担当職員以外の対象施設の職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者とする。）からの支援を受けられる場合に限り、担当職員の配置を1人とすることができます。
  - ア 乳児3人につき1人以上
  - イ 満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上
  - ウ 満3歳以上満4歳未満の幼児20人につき1人以上
  - エ 満4歳以上の幼児30人につき1人以上
- （2）在籍園児の利用においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく幼稚園教育要

領（平成 10 年文告第 174 号）で定める、1 日 4 時間を基本とする教育課程時間と合わせて、1 日 8 時間以上の施設利用を可能としていること

（3）非在籍園児の利用においては、1 日 8 時間以上の施設利用を可能としていること

（4）年齢基準日において、次に掲げる面積基準を満たしていること。

ア　満 2 歳以上の幼児について、保育室又は遊戯室の面積は 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること

イ　満 2 歳未満の乳幼児について、乳児室の面積は 1 人につき 1.65 平方メートル以上、ほふく室の面積は 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること

（5）児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 34 条の 12 の規定による届出を行っていること

（支給対象乳幼児）

第 4 条 前条の一時預かり事業における乳幼児は、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

（1）本市に居住していること

（2）対象施設以外の幼稚園に在籍していないこと

（3）子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定される特定教育・保育施設のうち保育を実施する施設に在籍していないこと

（4）府外対象施設在籍園児の場合で、当該都道府県又は市町村において一時預かり事業の補助対象となっていないこと

（支給対象経費及び支援費の額）

第 5 条 支援費支給の対象となる経費は、前条に規定した乳幼児に対する一時預かり事業の実施のために必要な担当職員の人事費、光熱水費、保育材料費その他市長が認める経費とする。

2 支援費の額は、予算の範囲内で別表に定める支援費支給基準額を基に算出した額を限度に、前項における経費の総額から一時預かり事業に対する保護者負担額の総額を控除した金額とする。

（支給認定申請）

第 6 条 支援費の支給を受けようとする者は、大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給認定申請書（様式第 1 号）を本市があらかじめ指定した期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に事業を開始する者は、申請書に記載する支給開始月の末日までとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業計画書（様式第 14-1、14-2 号）

（2）収支予算書（様式第 15-1、15-2 号）

（3）担当職員名簿（様式第 16 号）

（4）一時預かり事業を実施する保育室等の配置図

（5）園則、一時預かり事業の実施要領又は園児募集要項等、一時預かり事業に係る要件が確認できる書類

（6）家庭的保育事業等連携施設支援合意書等、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令 39 号）第 42 条に規定されている連携施設であることが確認できる書類（連携施設であることを就労支援型施

設加算の要件にしている施設のみ)

(支給認定決定)

第7条 市長は、支援費の支給認定申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、一時預かり事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定決定通知書（様式第2号）により支援費の支給の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不適当であると認めたときは、理由を付して大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費不支給認定決定通知書（様式第3号）により支援費の支給認定申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類がすべて添付されている事業にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が添付されていない事業については、すべての書類が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

(支援費の支給認定申請の取下げ)

第8条 支援費の支給認定申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げを行うことができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して、10日とする。

(支給時期等)

第9条 市長は、支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の財務状況等から特に必要な場合に限り、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払ることができる

- 2 認定事業者は、前項の規定による概算払による支援費の支給を受けようとする場合は、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費概算払い依頼書（様式第5号）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、認定事業者から提出された大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費概算払い依頼書（様式第5号）を審査のうえ、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。
- 4 市長は、前3項のほか、確定金額が概算払いを上回る場合には、当該年度終了後、第14条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

#### (内容変更等)

第 10 条 認定事業者は、別紙で定める各支給要件に係る業務の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に大阪市一時預かり事業(幼稚園型 I)の運営に係る支援費支給認定変更届(様式第 6 号)を、一時預かり事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市一時預かり事業(幼稚園型 I)の運営に係る支援費支給認定中止・廃止承認申請書(様式第 7 号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項でいう軽微な変更とは、一時預かり事業の目的に変更がなく、乳幼児の処遇に支障のないことを条件に担当職員を変更する場合に限る。

#### (事情変更による支援費の支給認定の取消し等)

第 11 条 市長は、支援費の支給認定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、支援費の支給認定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市一時預かり事業(幼稚園型 I)の運営に係る支援費事情変更による支給認定取消・変更通知書(様式第 8 号)により認定事業者に通知するものとする。
- 3 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から 20 日以内に、既に支出した支援費の額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

#### (立入検査等)

第 12 条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承認を得たうえで、職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

#### (実績報告)

第 13 条 認定事業者は、一時預かり事業が完了したとき(一時預かり事業が継続して行われている場合には各年度の末日)又は一時預かり事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市一時預かり事業(幼稚園型 I)の運営に係る支援費実績報告書(様式第 9 号)により、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第 17-1、17-2、17-3、17-4 号)

(2) 収支決算書(様式第 18-1、18-2 号)

(3) 担当職員に係る人件費計算書

(事務職員を配置する園においては配置状況が確認できること)

(4) 光熱水費、保育材料費等計算書

(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令 39 号)第 42 条に規定されている連携施設としての支援活動を実施した報告書(連携施設であることを就労支援型施設加算の要件にしている施設のみ)(様式第 17-5 号)

(6) 市外在住児名簿(3 以上の市町村から園児を受け入れていることを就労支援型施設加算の

要件にしている施設のみ) (様式 17-6 号)

(7) 特別な支援を要する児童の利用者名簿、及び特別な支援を要する児童であることが確認できる資料 (特別な支援を要する児童に係る加算を受ける施設のみ) (様式第 17-7 号)

(支援費の支給額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る一時預かり事業の成果が支援費の支給認定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援費の額を確定し、大阪市一時預かり事業 (幼稚園型 I) の運営に係る支援費額確定通知書 (様式第 10 号) により認定事業者に通知するものとする。

(支援費の精算)

第 15 条 市長は、第 13 条第 1 項に基づく報告により提出された収支決算書の内容を精査し、精算により剩余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

- 2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剩余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

(支援費の支給認定決定の取消し)

第 16 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定等を受けた場合
  - (2) 支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
  - (3) 支援費を他の用途へ使用した場合
  - (4) 第 20 条第 2 項各号に定める書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認が適切にできない場合
  - (5) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。
  - 3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市一時預かり事業 (幼稚園型 I) の運営に係る支援費支給認定決定取消通知書 (様式第 11 号) により通知するものとする。

(支援費の返還)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援費の支給認定決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市一時預かり事業 (幼稚園型 I) の運営に係る支援費支給返還決定通知書 (様式第 12 号) により認定事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。

#### (支援費の額の更正等)

第 18 条 第 13 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 14 条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、認定事業者に大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 13 号）により通知し、認定事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 16 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた認定事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (支援費の支給条件)

第 19 条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させことがある。

#### (関係書類の整備)

第 20 条 認定事業者は、支援費に係る活動実績及び経費の收支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 13 条第 2 項各号に規定する書類
- (2) 職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
- (3) 一時預かり事業に係る乳幼児の利用状況（利用児童氏名・利用年月日・利用日数・利用時間等）の記録簿（様式第 19-1、19-2 号）及び保護者負担金領収書、並びに経費収支の内容を明示した書類・帳簿及びその証拠書類
- (4) その他支援費に係る活動実績等が明確にされている書類

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第5条関係) 支援費支給基準額

区分				補助基準額(日額／利用1人当たり)	
在籍園児 (※1)	平日	基本分(※2)	(ア)	年間延べ利用児童数 2,000人超の施設 440円	
				年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 (1,600,000 ÷ 年間延べ利用児童数)-400円 (10円未満切り捨て)	
		2時間未満	【a】	150円	
	超過時間	2時間以上3時間未満	【b】	300円	
		3時間以上	【c】	450円	
	長期休業日 (4時間実施)	基本分(※3)	(イ)	年間延べ利用児童数 2,000人超の施設 440円	
				年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 400円	
		2時間未満	【d】	100円	
	超過時間	2時間以上3時間未満	【e】	200円	
		3時間以上	【f】	300円	
	長期休業日 (8時間実施)	基本分(※4)	(ウ)	年間延べ利用児童数 2,000人超の施設 880円	
				年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 800円	
		2時間未満	【g】	150円	
	超過時間	2時間以上3時間未満	【h】	300円	
		3時間以上	【i】	450円	
	休日	基本分(※4)	(エ)	800円	
				150円	
		2時間未満	【j】	300円	
		2時間以上3時間未満	【k】	450円	
		3時間以上	【l】		
非在籍園児	基本分(※4)		(オ)	800円	
	超過時間	2時間未満	【m】	150円	
		2時間以上	【n】	300円	
		3時間以上	【o】	450円	
就労支援型施設加算(事務経費)				1か所当たり年額 1,383,200円	
<p>①平日及び長期休業日の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>b 3以上の市町村から園児を受け入れていること</p> <p>c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p>				ただし、③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には1か所当たり年額を691,600円とする。	

<p><b>保育体制充実加算</b> 次の①又は②の要件を満たした上で③及び④又は③及び⑤の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業日の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施しているとともに、休日40日以上の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号口(附則第56条第1項において読み替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ることがないこと。</p>	<p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円 II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円</p>
<p><b>特別な支援を要する児童分</b> 以下のいずれかの要件を満たすと認める児童が利用する際に、配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に適用する。 (ア)教育時間内において特別な支援を要するとして、すでに多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ)特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童</p>	<p><b>児童1人当たり日額</b> 平日分 4,000円 長期休業日 8,000円 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 8,000円</p>
<p>上記区分における補助基準額に基づき算定された補助金交付申請額に対する補助金交付額については、一施設当たり年額10,223,000円を上限とする。(なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。</p>	

(※1)在籍園児は、同一法人の園児を含む。

(※2)教育時間と一時預かり時間の合計につき1日当たり8時間確保すること。

「年間延べ利用児童数2,000人」における「年間延べ利用児童数」は平日と長期休業日を合算した数を指し、

「1,600,000円÷年間延べ利用児童数」における「年間延べ利用児童数」は平日のみの数を指す。

(※3)開設時間は4時間確保すること。

(※4)開設時間は8時間確保すること。

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

### 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定申請書

標題の支援費について支給認定を受けたいので、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

#### 1 対象施設

施設所在地

施設名

#### 2 支給開始年月日及び支給完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

#### 3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第14-1、14-2号）
- (2) 収支予算書（様式第15-1、15-2号）
- (3) 担当職員名簿（様式16号）
- (4) 一時預かり事業を実施する保育室又は遊戯室の配置図
- (5) 園則、一時預かり事業の実施要領又は園児募集要領等、一時預かり事業の実施要件が確認できる書類
- (6) 家庭的保育事業等連携施設支援合意書等、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設であることが確認できる書類（連携施設であることを就労支援型施設加算の要件にしている施設のみ）

(様式第2号)

大青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費については、次のとおり支給認定決定することとしたので、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地  
施設名

2 支給認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 支援費の支給の条件

- (1) 一時預かり事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (2) 一時預かり事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (3) 一時預かり事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
- (4) 市長が、支援費の適正な執行を期するため、認定事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該認定事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと
- (6) その他、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱の規定を遵守すべきこと。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 支給しない理由

(様式第4号)

年 月 日

大阪市長様

住 所  
団体名称  
代表者職  
氏 名

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費の支給認定決定について、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設

施設所在地  
施設名

2 支援費支給認定決定通知書を受け取った日 年 月 日

3 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大阪市長様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費概算払い依頼書

標記の支援費について、次の理由により、概算払いにて交付いただきますようお願いします。なお、概算払いにより受領する支援費が、事業完了後に確定される支援費を超過した場合には、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第15条第2項の規定に基づき、大阪市が定める期日までに超過分を戻入します。

記

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 概算払いを必要とする理由

(様式第6号)

年 月 日

大阪市長様

住 所  
団体名称  
代表者職  
氏 名

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定変更届

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定を受けた支援事業について、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更届を提出します。

記

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 変更する内容及びその理由

3 既に支給認定決定を受けた支援費支給額及び事業の内訳

(1) 支援費支給金額	金	円
(2) 内訳	大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）	円

4 支援費変更申請額及び事業の内訳

(1) 支援費変更申請額	金	円
(2) 内訳	大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）	円

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第14-1、14-2号）
- (2) 収支予算書（様式第15-1、15-2号）
- (3) その他変更に必要な書類

(様式第7号)

年 月 日

大阪市長様

住 所  
団体名称  
代表者職  
氏 名

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給認定  
中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大正第 号にて支援費の支給認定を受けた支援事業について、  
大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第10条第1項の規定により、  
次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

1 対象施設

施設所在地  
施設名

2 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第8号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費  
事情変更による支給認定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定した大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費について、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第11条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

(様式第9号)

年 月 日

大阪市長様

住 所  
団体名称  
代表者職  
氏 名

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費実績報告書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した一時預かり事業について、大阪市一時預かり事業（幼稚園型I）の運営に係る支援費支給要綱第13条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 対象施設

施設所在地  
施設名

2 支給金額 金 円

3添付書類

- (1) 事業実施報告書（様式第17-1、17-2、17-3、17-4号）
- (2) 収支決算書（様式第18-1、18-2号）
- (3) 担当職員に係る人件費計算書  
(事務職員を配置する園においては配置状況が確認できること)
- (4) 光熱水費、保育材料費等計算書
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設としての支援活動を実施した報告書（連携施設であることを就労支援型施設加算の要件にしている施設のみ）  
(様式17-5号)
- (6) 市外在住児名簿（3以上の市町村から園児を受け入れていることを就労支援型施設加算の要件にしている施設のみ）(様式17-6号)
- (7) 特別な支援を要する児童の利用者名簿、及び特別な支援を要する児童であることが確認できる資料（特別な支援を要する児童に係る加算を受ける施設のみ）(様式第17-7号)

(様式第 10 号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定した大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費については、次のとおり支給金額を確定したので大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給要綱第 14 条の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 支給確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(様式第 11 号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した、大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

(様式第 12 号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費の取消しに伴い、大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給要綱第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 返還決定額

金 円

3 返還期日

年 月 日

4 返還方法

別添の納付書による

(様式第 13 号)

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費については、次のとおり支援費を更正したので、大阪市一時預かり事業（幼稚園型 I）の運営に係る支援費支給要綱第 18 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 更正額の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

3 返還決定額

金 円

4 返還期日

年 月 日

5 返還方法

別添の納付書による

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）計画書（在籍園児）

## Ⅰ 利用児童数

## ①平日（教育活動実施日）（※1）

区分	合計
4時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

- (ア) 大阪市内在住者のみ計上して下さい。  
 (「⑤特別な支援を要する児童」に計上する児童  
 及び他都市分の児童は計上しないで下さい。)

(※1) 教育活動時間と預かり保育時間の合計を8時間以上確保すること。

(※2) 教育活動時間と預かり保育時間の合計が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

(※) 4・7・8・12・1・3月における長期休業日は、②又は③に記入して下さい。

## ②長期休業日（平日）で、4時間実施の場合

※長期休業日のうち休日（教育活動休止日土・日・祝日）の実施分は、次の「④休日（教育活動休止日）」に記入して下さい。

区分	合計
4時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

- (イ) 大阪市内在住者のみ計上して下さい。  
 (「⑤特別な支援を要する児童」に計上する児童  
 及び他都市分の児童は計上しないで下さい。)

(※2) 預かり保育時間が4時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ③長期休業日（平日）で、8時間実施の場合

※長期休業日のうち休日（教育活動休止日土・日・祝日）の実施分は、次の「④休日（教育活動休止日）」に記入して下さい。

区分	合計
8時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

- (ウ) 大阪市内在住者のみ計上して下さい。  
 (「⑤特別な支援を要する児童」に計上する児童  
 及び他都市分の児童は計上しないで下さい。)

(※2) 預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ④休日（教育活動休止日（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等））

区分	合計
8時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

- (エ) 大阪市内在住者のみ計上して下さい。  
 (「⑤特別な支援を要する児童」に計上する児童  
 及び他都市分の児童は計上しないで下さい。)

※長期休業日において土・日・祝日に実施している場合についても

「④休日（教育活動休止日（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等））」に記入してください。

(※2) 預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ⑤特別な支援を要する児童の延べ利用者数

・平日  (カ) ・長期休業日  (キ) ・休日  (ク)

## ⑥大阪市外の1号認定の平日（教育活動実施日）及び長期休業日（平日）の合計利用者数

・平日  ・長期休業日(平日)

## ⑦年間延べ利用者数

(上記 ①平日（教育活動実施日）+②長期休業日（平日）4時間実施+③長期休業日（平日）8時間実施  
 +⑥大阪市外の1号認定の平日（教育活動実施日）及び長期休業日(平日)の合計数)

※年間延べ利用児童数が2,000人以下の場合、平日と長期休業日の基本単価が変わります。

※単価計算の際の年間延べ利用児童数は長期休業日を含みません。

## II 一時預かりの実施時間及び日数

### ① 平日（教育活動実施日）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
平日（教育活動実施日）	時	分	時	分	時間	分	日
平日（教育活動実施日）で その他の実施時間帯がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分	
	時	分	時	分	時間	分	

### ② 長期休業日（平日）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
長期休業日（平日）	時	分	時	分	時間	分	日
長期休業日（平日）で その他の実施時間がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分	
	時	分	時	分	時間	分	

### ③ 休日（教育活動休止日）（＝土・日曜日、国民の祝日、年末年始等）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
休日（教育活動休止日）	時	分	時	分	時間	分	日
休日（教育活動休止日）で その他の実施時間がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分	
	時	分	時	分	時間	分	

## III 利用者負担額

### ① 日額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

### ② 月額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

### ③ その他の設定

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

※ ①、②、③に該当する設定金額を記入して下さい。

※ 日額設定、月額設定によらない設定がある場合は「③ その他の場合」に相当額を記入して下さい。

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）計画書（非在籍園児）

## I 利用児童数

## 一時預かり事業実施日（※1）

区分	合計	(オ)
8時間利用 延利用児童数		
2時間未満（※2）		
2時間以上3時間未満（※2）		
3時間以上（※2）		

(※1) 預かり保育時間を8時間以上確保すること。

(※2) 預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

【m】  
【n】  
【o】

大阪市内在住者のみ計上して下さい。

## II 一時預かりの実施時間及び日数

## ① 平日（教育活動実施日）

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
平日（教育活動実施日）	時 分	時 分	時間 分	日

平日（教育活動実施日）で その他の実施時間帯がある場合に記入	時 分	時 分	時間 分	時 分
	時 分	時 分	時間 分	時 分

## ② 長期休業日（平日）

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
長期休業日（平日）	時 分	時 分	時間 分	日

長期休業日（平日）で その他の実施時間がある場合に記入	時 分	時 分	時間 分	時 分
	時 分	時 分	時間 分	時 分

## ③ 休日（教育活動休止日）（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等）

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
休日（教育活動休止日）	時 分	時 分	時間 分	日

休日（教育活動休止日）で その他の実施時間がある場合に記入	時 分	時 分	時間 分	時 分
	時 分	時 分	時間 分	時 分

## III 利用者負担額

## ① 日額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

## ② 月額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

## ③ その他の設定

（単位：円）

区分	乳幼児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日					
長期休業日					
休日					

※ ①、②、③に該当する設定金額を記入して下さい。

※ 日額設定、月額設定によらない設定がある場合は「③ その他の場合」に相当額を記入して下さい。

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）収支予算書（支援費支給額計算シート）

## 支援費支給基準額の算定

項目				単価	人数	支援費支給基準額		
在籍園児	平日	基本分	(ア)					
		2時間未満	【a】	150円				
		2時間以上3時間未満	【b】	300円				
	長期休業日（4時間実施）	3時間以上	【c】	450円				
		基本分	(イ)					
		2時間未満	【d】	100円				
	長期休業日（8時間実施）	2時間以上3時間未満	【e】	200円				
		3時間以上	【f】	300円				
		基本分	(ウ)					
	休日	2時間未満	【g】	150円				
		2時間以上3時間未満	【h】	300円				
		3時間以上	【i】	450円				
非在籍園児	休日	基本分	(エ)	800円				
		2時間未満	【j】	150円				
		2時間以上3時間未満	【k】	300円				
	う時間超過	3時間以上	【l】	450円				
		基本分	(オ)	800円				
		2時間未満	【m】	150円				
特別な支援を要する児童	う時間超過	2時間以上3時間未満	【n】	300円				
		3時間以上	【o】	450円				
		職員配置基準以上の配置をしている場合	平日 長期休業日 休日	(カ) (キ) (ク)	4,000円 8,000円 8,000円			
その他の加算項目		加算要件		単価	該当するものを選択	支援費支給基準額		
就労支援型施設加算		平日・長期休業中、8時間以上（平日について は教育時間を含む）預かりを実施		1か所当たり年額 691,600円 又は 1,383,200円				
		連携施設である※						
		3以上の市町村から園児を受け入れている						
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している						
		本事業の事務職員を追加で配置している						
保育体制充実加算		①平日・長期休業中、原則11時間以上 (平日については教育時間を含む) 預かりを実施 ②平日・長期休業中、原則9時間以上（平日について は教育時間を含む）及び休日4日以上 預かりを実施		1か所当たり年額 ①又は②の要件を満たした上で、③及び ④の要件を満たす施設 2,892,400円 ①又は②の要件を満たした上で、③及び ⑤の要件を満たす施設 1,446,200円				
		③年間延べ利用児童数2,000人超						
		④すべて有資格者及び常時2人以上配置						
		⑤1/2以上の有資格者及び常時2人以上配置						
		支援費支給基準額						

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設をさす

【あ】

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）収支予算書

(単位：円)

収 入 の 部		
科 目	金 額	内訳
利用者負担額		
その他		
合計		【い】

支 出 の 部		
科 目	金 額	内訳
人件費		
保育材料費		
光熱水費		
その他		
合 計		【う】
実支出額		【え】 (【う】 - 【い】)

## 支援費支給認定額の算定

- ・一時預かり事業に係る実支出額 →  【え】
- ・支援費支給算定額 →  【あ】
- ・支援費支給認定額 →  【お】  
【あ】と【え】のうち、小さい方の金額

## 園負担額

- ・実支出額【え】と支援費支給認定額【お】の差額 →

## 収支額合計

---

- ※1 収入の部・支出の部ともに、専ら一時預かり事業に要した金額のみを記入のこと。  
 ※2 人件費については、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に専任として担当する職員について記載し、退職金は除くこと。  
 ※3 予算は当該年度の4月1日～3月31日までの事業に係るものとする。  
 ※4 一時預かり経費から減価償却額は除くこと。

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）担当職員名簿

## (一時預かり事業担当職員要件)

- ① 幼稚園教諭免許若しくは保育士資格を有する者、市町村長等が行う研修を修了した者、小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、幼稚園教諭教職課程若しくは保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者又は幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く）
- ② 公定価格で措置される施設型給付の対象となる職員ではないこと
- ③ 設置者が直接雇用している者であること（派遣職員は不可）
- ④ 一時預かり事業を実施する時間においては、専ら一時預かり事業を担当する職員であること（常勤・非常勤は問わない）

※下記名簿については、一時預かり事業に従事する職員、及び、幼稚園又は認定子ども園の職員において一時預かり事業を支援する職員について全て記入してください。

No.	職員名	資格等			勤務形態				業務内容
		幼稚園教諭	保育士	市町村長等が行う研修を修了した者等	勤務日数 (週あたり)	勤務時間 (週あたり)	常勤	非常勤	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※ 一時預かり事業専任担当職員に係る教員免許、保育士資格等の写しを添付すること

※ 保育体制充実加算を申請する場合はすべての職員の教員免許、保育士資格等の写しを添付すること

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施報告書（在籍園児）

## Ⅰ 利用児童数

## ①平日（教育活動実施日）（※1）

区分	合計
4時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

（ア）

【a】

【b】

【c】

（※1）教育活動時間と預かり保育時間の合計を8時間以上確保すること。

（※2）教育活動時間と預かり保育時間の合計が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

（※）4・7・8・12・1・3月における長期休業日は、②又は③に記入して下さい。

## ②長期休業日（平日）で、4時間実施の場合

※長期休業日のうち休日（教育活動休止日土・日・祝日）の実施分は、次の「④休日（教育活動休止日）」に記入して下さい。

区分	合計
4時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

（イ）

【d】

【e】

【f】

（※2）預かり保育時間が4時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ③長期休業日（平日）で、8時間実施の場合

※長期休業日のうち休日（教育活動休止日土・日・祝日）の実施分は、次の「④休日（教育活動休止日）」に記入して下さい。

区分	合計
8時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

（ウ）

【g】

【h】

【i】

（※2）預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ④休日（教育活動休止日（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等））

区分	合計
8時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

（エ）

【j】

【k】

【l】

※長期休業日において土・日・祝日に実施している場合についても

「④休日（教育活動休止日（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等））」に記入してください。

（※2）預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## ⑤特別な支援を要する児童の延べ利用者数

・平日

（カ）

・長期休業日

（キ）

・休日

（ク）

## ⑥大阪市外の1号認定の平日（教育活動実施日）及び長期休業日（平日）の合計利用者数

・平日

・長期休業日

&lt;

## ⑦年間延べ利用者数

（上記 ①平日（教育活動実施日）+②長期休業日（平日）4時間実施+③長期休業日（平日）8時間実施

+⑥大阪市外の1号認定の平日（教育活動実施日）及び長期休業日（平日）の合計数）

※年間延べ利用児童数が2,000人以下の場合、平日と長期休業日の基本単価が変わります。

※単価計算の際の年間延べ利用児童数は長期休業日を含みません。

## II 一時預かりの実施時間及び日数

### ①平日（教育活動実施日）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
平日（教育活動実施日）	時	分	時	分	時間	分	日

平日（教育活動実施日）で その他の実施時間帯がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分
	時	分	時	分	時間	分

### ②長期休業日（平日）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
長期休業日（平日）	時	分	時	分	時間	分	日

長期休業日（平日）で その他の実施時間がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分
	時	分	時	分	時間	分

### ③休日（教育活動休止日）（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等）

区分	開始時間		終了時間		実施時間		実施日数
休日（教育活動休止日）	時	分	時	分	時間	分	日

休日（教育活動休止日）で その他の実施時間がある場合に記入	時	分	時	分	時間	分
	時	分	時	分	時間	分

## III 利用者負担額

### ① 日額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

### ② 月額設定の場合

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

### ③ その他の設定

（単位：円）

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

※ ①、②、③に該当する設定金額を記入して下さい。

※ 日額設定、月額設定によらない設定がある場合は「③ その他の場合」に相当額を記入して下さい。

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施報告書（非在籍園児）

## I 利用児童数

## 一時預かり事業実施日（※1）

区分	合計
8時間利用 延利用児童数	
2時間未満（※2）	
2時間以上3時間未満（※2）	
3時間以上（※2）	

(オ)

【m】

【n】

【o】

(※1) 預かり保育時間を8時間以上確保すること。

(※2) 預かり保育時間が8時間を超えるときに適用。内数を書くこと。

## II 一時預かりの実施時間及び日数

## ①平日（教育活動実施日）

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
平日（教育活動実施日）	時 分	時 分	時間 分	日

平日（教育活動実施日）で	時	分	時	分	時間	分
その他の実施時間帯があった場合に記入	時	分	時	分	時間	分

## ②長期休業日（平日）

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
長期休業日（平日）	時 分	時 分	時間 分	日

長期休業日（平日）で	時	分	時	分	時間	分
その他の実施時間帯があった場合に記入	時	分	時	分	時間	分

## ③休日（教育活動休止日（=土・日曜日、国民の祝日、年末年始等））

区分	開始時間	終了時間	実施時間	実施日数
休日（教育活動休止日）	時 分	時 分	時間 分	日

休日（教育活動休止日）で	時	分	時	分	時間	分
その他の実施時間帯があった場合に記入	時	分	時	分	時間	分

## III 利用者負担額

## ① 日額設定の場合

(単位：円)

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

## ② 月額設定の場合

(単位：円)

区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日				
長期休業日				
休日				

## ③ その他の設定

(単位：円)

区分	乳幼児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平日					
長期休業日					
休日					

※ ①、②、③に該当する設定金額を記入して下さい。

※ 日額設定、月額設定によらない設定がある場合は「③ その他の場合」に相当額を記入して下さい。

年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型）実施報告書（在園児名簿）※年間の集計を記載すること

No.	児童氏名	歳児	日数	うち超過時間			保護者徴収額（円）
				2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計							

## 年度 連携施設支援活動報告書

連携施設名								
支援活動内容	活動日							
園庭開放								
給食体験								
合同行事								
合同保育								
代替保育実施日								
その他 (活動内容 : )								

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）市外在住児名簿

	児童氏名	歳児	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

## 年度 特別な支援を要する児童に係る実施報告書(利用者名簿・職員配置状況)

## ①特別な支援を要する児童

No.	児童氏名	年齢	他の事業等の対象	支援を要することが確認できる資料の提出	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## ②支援費支給額算定(年間延べ人数)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	月合計
4月	児童数																															
	職員名																															
5月	児童数																															
	職員名																															
6月	児童数																															
	職員名																															
7月	児童数																															
	職員名																															
8月	児童数																															
	職員名																															
9月	児童数																															
	職員名																															
10月	児童数																															
	職員名																															
11月	児童数																															
	職員名																															
12月	児童数																															
	職員名																															
1月	児童数																															
	職員名																															
2月	児童数																															
	職員名																															
3月	児童数																															
	職員名																															

※児童数には①の児童のうち実際に預かった人数を、職員名には加配の職員名を記入のこと。

加算対象 年間延べ人数	
----------------	--

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）収支決算書（支援費支給額計算シート）

## 支援費支給基準額の算定

項目				単価	人数	支援費支給基準額			
在籍園児	平日	基本分	(ア)						
		2時間未満	【a】	150円					
		2時間以上3時間未満	【b】	300円					
	長期休業日（4時間実施）	3時間以上	【c】	450円					
		基本分	(イ)						
		2時間未満	【d】	100円					
		2時間以上3時間未満	【e】	200円					
		3時間以上	【f】	300円					
	長期休業日（8時間実施）	基本分	(ウ)						
		2時間未満	【g】	150円					
		2時間以上3時間未満	【h】	300円					
		3時間以上	【i】	450円					
	休日	基本分	(エ)	800円					
		2時間未満	【j】	150円					
		2時間以上3時間未満	【k】	300円					
		3時間以上	【l】	450円					
非在籍園児	基本分		(オ)	800円					
	う時間超過	2時間未満	【m】	150円					
		2時間以上3時間未満	【n】	300円					
特別な支援を要する児童	職員配置基準以上の配置をしている場合	3時間以上	【o】	450円					
		平日	(カ)	4,000円					
		長期休業日	(キ)	8,000円					
		休日	(ク)	8,000円					
その他の加算項目		加算要件		単価	該当するものを選択	支援費支給基準額			
就労支援型施設加算	平日・長期休業中、8時間以上（平日については教育時間を含む）預かりを実施			1か所当たり年額 691,600円 又は 1,383,200円					
	連携施設である※								
	3以上の市町村から園児を受け入れている								
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している								
	本事業の事務職員を追加で配置している								
保育体制充実加算	①平日・長期休業中、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）預かりを実施			1か所当たり年額 2,892,400円 ①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設					
		②平日・長期休業中、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）及び休日40日以上預かりを実施							
	③年間延べ利用児童数2,000人超								
	④すべて有資格者及び常時2人以上配置			⑤の要件を満たす施設 1,446,200円					
		⑤1/2以上の有資格者及び常時2人以上配置							
支援費支給基準額					【あ】				

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設をさす

施設名 ( )

## 年度 大阪市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）収支決算書

(単位：円)

収 入 の 部		
科 目	金 額	内訳
利用者負担額		
その他		
合計		【い】

支 出 の 部		
科 目	金 額	内訳
人件費		
保育材料費		
光熱水費		
その他		
合 計		【う】
実支出額		【え】 (【う】 - 【い】)

## 支援費支給認定額の算定

- ・一時預かり事業に係る実支出額 → 【え】
- ・支援費支給算定額 → 【あ】
- ・支援費支給金額 → 【お】  
【あ】と【え】のうち、小さい金額

## 園負担額

- ・実支出額【え】と支援費支給金額【お】の差額 → 【】

## 収支額合計

---

※1 収入の部・支出の部ともに、専ら一時預かり事業に要した金額のみを記入のこと。

※2 人件費については、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に専任として担当する職員について記載し、退職金は除くこと。

※3 決算は当該年度の4月1日～3月31日までの事業に係るものとする。

※4 一時預かり経費から減価償却額は除くこと。

(様式第19-1号)

年 月 歲児

### 施設名

(様式第19-2号)

兒童名

兒童名